

埼玉県報

第 34 号 令和元年(2019 年) 8 月 30 日 金曜日

目次

条例のあらまし

- O 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)

条例

- O 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関 する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(人事課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- O 税務システム改修業務委託(法人二税サブシステム令和元年度税制改正対応)に関する 契約の相手方等の公示(税務課)
- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する契約の相手方等 の公示(総務事務センター)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- O 川島町土地改良区の役員就任届(東松山農林振興センター)
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- O 河川区域の指定(水辺再生課)
- 河川立体区域の指定(水辺再生課)
- 「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託に関する落札者等の公示(政策調査課)
- 県立学校用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示(高校教育指導課)
- 捜査支援システムの賃貸借に関する落札者等の公示(施設課)
- Q 県道石坂高坂停車場線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道 140 号の供用の開始 (秩父県土整備事務所)
- Q 県道皆野荒川線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- Q 県道吉場安行東京線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- Q 県道川口草加線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道川口草加線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道蓮田白岡久喜線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額(経営管理課)

本号で公布された条例のあらまし

に 関する 成年被後見人等の 法 律 \mathcal{O} 施行 権 に伴う関係 利 0 制 限 <u>条</u> に 例 係 ぶる措置 \mathcal{O} 整備に \mathcal{O} 適正化等を図るため 関する条例 (埼玉県条例 \mathcal{O} 関係法律の 第 八号) 整備

一 趣旨

事

課)

地方公務員法 \mathcal{O} \longrightarrow 部 改正 に 伴 11 規定の 整備を行うた \otimes \mathcal{O} 改 正

一内容

地方公務員法 \mathcal{O} __ 部 改正に 伴 11 以下 \mathcal{O} 条 例 中 \mathcal{O} 同 法 \mathcal{O} 引 用 部 分に 9 V て

を整備

- 職員の 与に 関 す る · 条 例 (昭 和二十 七 年埼 玉 県 条 例 第十 九
- $(\underline{})$ 職員 0 旅費 12 関 す 、る条例 昭昭 和二十七 年埼 玉 県条例第二十号)
- (Ξ) 学 校 職員 の給与 12 関する条例 (昭和三十 一年埼玉県条例 第三十三号)
- (四) 職員 \mathcal{O} 退職手当に 関する条例 (昭和三十 八 (年埼玉県条例第十八号)
- (<u>Fi</u>) 例 第六 埼 玉 +県企業職員 ·四号) 0) 給与 0) 種類及 び基準に関 する条例 (昭和四十一年埼玉県条
- (六) 玉県条 埼 玉 例 県 病院事業企業職 第八十八号) 員 \mathcal{O} 給与 \mathcal{O} 種類及 び 基準に 関する条例 (平成十三年埼
- (七) 一年埼 埼玉 県流域下水道事業企業職員 玉県条例第七十 一 号) \mathcal{O} 給与 \mathcal{O} 種類及び 基準 に関する条例 (平成二

三 施行期日

令和元年十二月十四日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第九号) (建築安

全課)

一趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二内容

建築基準法の一部改正に伴い、 同法に項ずれが生じたことから、 規定の整備を

するための改正

三 施行期日

公布の日

に 関 成 する 年 被 法 後 見 律 \mathcal{O} 人 施行 等 \mathcal{O} に伴 権 利 Š \mathcal{O} 関 制 限 係 条 に 例 係る措置 の整備 に \mathcal{O} 関す 適正 化等を る条例 义 をここに るた \Diamond 公 \mathcal{O} 布 関係 す る 法 律 \mathcal{O}

和 元 年 八 月三十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 一県条例 第 八

整備に関する法 成年被後見人等 律 \mathcal{O} 権 \mathcal{O} 施行 利 \mathcal{O} に 制 伴う関係条例 限に係る措 置 \mathcal{O} \mathcal{O} 整備に 適 正 化 関 等 する条例 を 义 る た \otimes \mathcal{O} 係 律 \mathcal{O}

(職員 \mathcal{O} 給与 に関す る 条例 \mathcal{O} _ 部改正)

第 一条 \mathcal{O} ように 職員の給与に 改正 する。 関 する条例 (昭和二十 七 年埼 玉 県 条 例 第十 九 号) \mathcal{O} _ 部 を

二十八条第四 第十 九 条第一 項 項 \mathcal{O} 中 規定により $\overline{\ }$ 若 失職 < は 地方公務員 を削 り、 法第十六条第一 同条第四 項中 号 若しく 12 該 当 は 失 T 職 同

を削る。

を 削る。 第十九 条 の二第二号中「(同 法第十六条第一号に 該 当して失職し た 職員を除

法第二十八条第 、は失職 第十九 条 \mathcal{O} を削 兀 四項 第 _ \mathcal{O} 項 規定に 中 ょ 若 り 失職 < は し 地方 を削 公務員法第十六条第 り、 同条第二項第一号中 一号に 該 当し 若 て 同

二十八 第二十 条第四項の 一条第六 項 規 中 定に 若 ょ ŋ L 失 < 職 は 地方 を 公務員法第十 削 る 六 条 第 __ 号 に 該当し 7 同 法

(職員 0 旅 費に関す ,る条例 \mathcal{O} 部 改 正

第二条 員の旅費に 関 はする条 例 (昭 和二十 七 年埼 玉 県 条 例 第二十 号) \mathcal{O} _ 部 を 次

のように改正する。

又は」に 第三条第三項中 改め る。 第 十六条第二号 か 6 第 五号まで若 は を 第 + 六条各号

(学校職員の給与に 関 する条 例 \mathcal{O} _ 部 改正

第三条 部 を次 0 学校 ょ 職員 うに改正す の給与に関 る す うる条例 (昭和三十 --- 年埼 玉 県 条例 第三十三号) \mathcal{O}

第十二条 条第 の 二 兀 第 項 項 \mathcal{O} 規 中 定 に ょ 若 ŋ L 失 < 職 は 地 \sqsubseteq 方 を 公務員法第十 削 り 同 条 第 六 条第 兀 項 中 _ 号に 若 該当 は 7 同

除 第十二条の三第二号 る。 中 同 法 第 十六条第一 号に 該 当 L て 失職 した学校 職 員 を

を削

< 法第二十 、は失職 第十二条の五第一項 八条第四項の を削る。 規定に 中 より失職 若 くは L 地方公務員法第十六条第一号に該当し を削 り、 同 条第二項第一号中 \neg 若 て同

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第四条 を削る。 次に掲げる条例 の規定中「(同法第十六条第一号 に 該当する場合を除

- 職員の 一項第二号 退職 手 当に関する条 例 (昭 和三十八年埼玉県 条例 第 + -八号) 第十五条
- 例第六十四号) 埼玉県企業職員 第十 \mathcal{O} 給与 七条第二項第二号 \mathcal{O} 種 類及 び基 準 に関 する条例 昭 和 兀 +年埼玉県条
- 三 玉県条例第八十八号)第二十一条第二項第二号 埼 玉 埼 玉 一県流 県病院事業企業職員の 域下水道事業企 業職員の給与 給与の 種 類 の種類及び 及 び 基準に 基 関する条 準 に 関する条例 例 (平成十三年埼 (平成二
- この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附

則

一年埼玉県条例第七十一号)第十九条第二項第二号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)の一部を次の

ように改正する。

第二条の三中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の四」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第三百九十四号

第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九 自衛官の募集に 年政令第百 9 七十九号) 11 て 次の 第百十四条、 とお り 告示する。 第百 七 条及 び

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ する者。 月に達する日の 採用予定月 ただ \mathcal{O} 属す _ 日 三十二歳 える月 現在に \mathcal{O} 翌月の末日 お \mathcal{O} 者 11 にあ て年齢十 2 現在三十三歳に達 て は、 八歲以上三十三歲未満 採用予定月 \mathcal{O} て 日 11 な カュ \mathcal{O} 11 5 日 者に 起算 本国 [籍を有 限る。 て三

口 者に該当しな 自衛隊法 (昭和二十九年法 11 ŧ $\bar{\mathcal{O}}$ 律 第百六十五号) 第三十八条第 項各号に掲げる

二 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

口 口述試験

ハ 適性検査

二 身体検査

四 募集期間

令和元年八月三十 -- 日 $\widehat{\pm}$ カュ 5 同 年 九 月十三日 金) ま で

五 採用予定月

令和元年十 · 月 中 旬 か ら十二月上旬まで又 は令 和二年三月下 旬 カコ 5 兀 月 上 旬 ま で

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和元年. 九 月二十 五. 日 水 カゝ 5 同 月二十 九 日 日 ま で \mathcal{O} 11 n カュ 指 定 さ

れた日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

区常盤四 市役 丁目十 所 各 町 番十 役 五号浦 場並 び 和 に 地 自 方合同庁舎三階 衛 隊埼玉 ·地方協· 力本 電話 部 \bigcirc (埼 玉 四八 県 八三一 さ 11 たま 市 六 \bigcirc 兀

三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

1

埼玉 一県さい たま市 大宮区桜木町二丁目三百七十六番 地 Μ S 1 ピ

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八一六五一一二四二〇)

口 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋 ピ ル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話○四—二九二三—四六九一)

、東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビルニi

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八—五二二—四八五五)

ホ

埼玉県秩父市

宮側

町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話○四九四一二二一六一五七)

埼玉県告示第三百九十五号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

税務システム改修業務委託 (法人二税サブシステム令和元年度税制改正対応) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年7月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額 80,679,500円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

埼玉県告示第三百九十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年7月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 りらいあコミュニケーションズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目6番5号
- 5 契約金額 91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第三百九十七号

第五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 第十四条第四項においてその例によるも 次の者を指定した。 のとされた生活保護法第四十九条及び 律 (平成六年法律第三十

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

一日	桶川市下日出谷九五四—五	荻野 直己	ークリニックベニバナファミリ
一日 中 七月	児玉郡上里町金久保三八	科医療法人土尾内	土尾内科クリニッ
一日 元年六月	AOSビル一階	潤会医療法人社団耕	クハートフル熊谷会 在宅クリニッ医療法人社団耕潤
一日 元年六月	六ラングウッド鶴ケ岡一階ふじみ野市鶴ケ岡二―六―一	潤 会 医療法人社団耕	み野医療法人社団耕潤
一日	入間市河原町一一—二六	金子佳代	林医院
一日一年六月	入間市野田五九五—一〇	会疾法人悠仁徳	細谷医院医療法人悠仁徳会
十日令和元年六月	朝霞市東弁財三―五―一六	友会医療法人社団悠	クリニック会 あさか台透析医療法人社団悠友
指定年月日	所 在 地	開設者名	名称

くすり箱薬局	いちご薬局	ミント薬局	ダルマ薬局 草加店	やまき薬局	あげお西口薬局	ホッペ薬局 上尾店	ブレイブ薬局 蕨店	店飛鳥薬局 春日部 :	きらら歯科 上尾院医療法人社団レク	オフィスチャーミーデンタル	リニック 興村脳神経外科ク 1
	式会社ステラメッド株	バー 株式会社クロー	薬局 株式会社ダルマ	社フレンド株式会	ケ丘薬局 株式会社大和桜	薬局 株式会社新成堂	l 株 i 式会 k 社 s m i	局株式会社飛鳥薬	ク療法人社団レ	亀井勝行	緑緣会医療法人社団
トラル入間一階	アドリアフレスカー階志木市本町五―一九―一五	ル・フルール一階朝霞市本町二―三―一二ロ	一 F 草加市栄町二―一―三二―	鴻巣市大間七九八―三	蔵野アネックスビル一階上尾市柏座二―四―三三武	上尾市本町六—八—二二	藤ハイツーF ポーニー 一二八斎	八	上尾市平塚二五一八—一	昭和ビル第二 二F春日部市上蛭田一三二―四	吉川市中曽根二—六—六
一 日 和 元 年 六 月	一日令和元年七月	一日 一日 一日 八月	一日 年七月	一日 年七月	一日 一日 一日 一月 月	四月一日 平成三十一年	一日和元年八月	一日 一日 一日 八月	一日和元年八月	一日和元年八月	一日 一日 一日 一月

鈴木哲也	柴田明人	氏 名	二 指定施術機関	島ビュートゾル	ふくしのまち上尾看護小規模多機能	店 ソーシン薬局	ミドリ薬局	店ミドリ薬局	ミドリ薬局	ミドリ薬局
		住 所	機関	フ 鶴 ケ			若 葉 店	薬師町	溝 端 店	鳩山店
鈴喜接骨院	院オコー熊谷浜町ゆきの接骨熊谷市箱田	名称		式会社ちいき・ケア株	街株式会社福祉の	桶川有限会社ソーシ	局株式会社鈴木薬	局	株式会社鈴木薬	局人民社鈴木薬
上尾市上尾村一一九九—三	箱田店二F 一一一四一一ヤ	施術所在地		三藤プラザ二○九号鶴ヶ島市松ヶ丘二―九―三	上尾市壱丁目四五一—一	四 相川市下日出谷九五四—六	鶴ヶ島市富士見二―一一九	坂戸市薬師町一二—八	坂戸市溝端町七—六	
令和元年八月	八日	指定年月日		一 日 年七月	一 日 令和元年六月	一 日 一 日 一 日 八 月	一 日 一 日 二 年 六 月	一 日 令和元年六月	一 日 令和元年六月	一 日 一 日 二 年 六 月

上福岡西口店 トキヨシ 株式会社マ

ツモ

〇ココネ上福岡一階 かじみ野市霞ケ丘――

 $\overline{}$

令和元年五月

十一日

一日 市 元 年 九 月	ングルーム戸田		良二	Щ Щ
一日	ッサージ埼玉 五―一二セブンビルーFフレアス在宅マさいたま市緑区芝原一―二	3	武	渡 辺
一日	ッサージアルゴ―四―二八訪問リハビリマ 東京都東久留米市八幡町一	32 31	健 二	築 根
十九日令和元年七月	ジ・ピース 春日部市大場一〇七二在宅マッサー	× +	弘 章	吉田
四日	院草加北店 草加市新栄二―二六―三からだ元気治療	かち よい	貴 光	中西
一 日 和 元 年 八 月			隆 行	濱 野

埼玉県告示第三百九十八号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並 1 びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の した中国残留邦人等及び 届出があった。 第十 十五条第一項の規 四条第四項に

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
	名 称	桶川腎クリニック医療法人社団健賛会	桶川腎クリニック医療法人社団愛友会
リニック 友会 桶川腎ク 医療法人社団愛	開設者名称	医療法人社団健賛会	医療法人社団愛友会
	開設者住所	四一一 出谷六四	一○ 上尾市柏座一—一○—
店アイン薬局八潮	名称	ふれあい薬局	アイン薬局八潮店
括看護センターション 地域包	名 称	訪問看護ステーショ	地域包括看護センター訪問看護ステーション
お 寄居訪問看護ス か	所 在 地	一〇九 大里郡寄居町末野二	五 大里郡寄居町用土三九

日中		E	山 田 支 二	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		氏名
施 術 所		施 術 所		施 律 可	変	
所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	変更事項
スレンジデンスー F 川 口 市 柳 崎 一 一 二	口柳崎院 川	イツ一〇一 ―九ニューパールハ 藤市 塚越五―二四	ルーム蕨	木町二―三二四―	株式会社ケアプラス	変 更 前
九—一四 上尾市小泉四——	小泉院 MJG接骨院 上尾	四一二 田三一	ルーム戸田	大田ビル三階 本町二―四八一羽	株式会社ケアプラス	変 更 後

埼玉県告示第三百九十九号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり廃止の届出があった。 した中 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

含 称	· 开至也	在 上 手 目
夕 朝霞台透析クリニッ医療法人社団悠友会	六階 朝霞市浜崎一―二―八アゴラ二〇ビル	令和元年六月九日
林医院	入間市河原町一一—二六	10000000000000000000000000000000000000
細谷医院医療法人悠仁徳会	入間市野田五五六——	一日 令和元年五月三十
ートフルふじみ野在宅クリニック(ハ	ウッド鶴ヶ岡一〇二 ふじみ野市鶴ヶ岡二―六―一六ラング	一日 年五月三十
トフル熊谷在宅クリニックハー	一F	一 日 令和元年五月三十
土尾内科クリニック	児玉郡上里町金久保三八	日
ニック興村脳神経外科クリ	吉川市中曽根二—六—六	一日

一日	溝端店坂戸市溝端町七―六	ミドリ薬局 溝端店
一日	坂戸市薬師町一二—八	店 ミドリ薬局 薬師町
令和元年六月三十	深谷市小前田六二八—一〇	花園みなみ薬局
一 日 令和元年五月三十	比企郡鳩山町松ケ丘三―六―八	ミドリ薬局 鳩山店
10000000000000000000000000000000000000	熊谷市佐谷田三七九九	店 中央薬局 佐谷田
令和元年五月十日	福岡一階	上福岡西口店薬局マツモトキョシ
三十一日平成二十九年三月	富士見市羽沢一—一七—一六	やまどり薬局
一日	一F 入間市豊岡五―一―九セントラル入間	くすり箱薬局
令和元年六月三十	レスカーF ホーー五アドリアフ	薬局ここ楽を木店
令和元年六月三十	弐番館一F草加市栄町二―一―三二ストーク草加	明倫堂薬局草加
令和元年六月三十	鴻巣市大間七九八—三	やまき薬局
四昭和ビル第令和元年七月十一	春日部市上蛭田一三二—	ニックのもとデンタルクリ

<u>-</u>	
指定施術機関	

|ミドリ薬局 | 若葉店|鶴ヶ島市富士見二―一―九

<u>-</u>	令和元年五月三十

令和元年六月三十	上尾市柏座一—一〇	清水接骨院		清水保
三十一日平成二十三年三月	九一三上尾村一一九	鈴喜接骨院		条誠
廃业年月日	所在地	名称	住所	氏 名
	術	施	Î	

埼玉県告示第四百号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の おいてその例によるもの 次のとおり辞退の

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

クリーフ歯科クリニッ	よしなが皮膚科	園田眼科	名称
シア寄居北店一F大里郡寄居町桜沢二九一六ベイ	号室ディカルセンター上福岡一階Aぶじみ野市上福岡六―四―五メ	イアウトレット七階草加市高砂二―九―一草加マル	所在地
令和元年八月三十一日	階A 令和元年七月三十一日	令和元年七月二十日	辞退年月日

埼玉県告示第四百一号

条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の の者を指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ 促進並びに永住 (平成六年法律

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清

司

ークリニックあおばファミリ	ケアセンター	家 病 院 デ	野	. 民	ななふく苑	名称
一二十二八六十二八六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	久保二一九七	じ み 野 市	唐 野 三	で 株 父郡 小 鹿 野	六六——一 町西大久保七 七	所在地
ば会と人あお	富家会	寮	小	11.16	者福 福 社 会 福 祉 党 障 害	開設者名
療養管 理指導	ションリハビリテー	テーション 通所リハビリ	ション 介護予防通所	通所リハビリ	居宅介護支援	サービスの種類
10000000000000000000000000000000000000	月 ³ 一 月 ³ 日 ³ -	1 \$		成	月 平成三十一年四	指定年月日

日 ·	療養管理指導介護予防居宅	· 基本	七月 一 ・ 新 五 一 二	の わ 店
· 令和元年八月一	指導審養管理		比 企 計 活 消 川 二 町	セキ薬局
日 ·	療養管理指導 介護予防居宅	田 中 奈 久 江	〇 八 二 六	科医院
- 令和元年七月一	指導	727	白岡市白岡一	ななえ・椛沢歯
	療養管理指導 介護予防居宅			
	ション リハビリテー 介護予防通所			
	ションリハビリテー介護予防訪問			
月 平 一 成 日 三 十 一 年 匹	看護 予防訪問	医療法人葵	○深 ○ 浴 市 原 網 五	深省中央病院
	指導審養管理			療 法
	通所リハビリ	_		
	訪問リハビリ	_		
	訪問看護			

尾店の薬局北上
上尾市緑丘三
プ 対 ラン こ ン グ ア
療養管 養管 理 指導 指 達 等 形 時 居 等 理 指 導 電 理 者 管 理 程 程 等 管 理 程 名 。
日 和 元 年 八

埼玉県告示第四百二号

という。 自立 十四条第四項に 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 \mathcal{O} 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 とおり変更の届出が の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 ?あった。]項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

ユキノシター事業	老介護支援事業 ————————————————————————————————————	日生薬局 和光店 事業者名	在事地業	ルパーステーショ 在地	わ訪問入浴 生地ところざ 在地アサヒサンクリーン 事業者	名称 変更事項
所 所	者 所	者 名	所 所	者 所	者 所	項
二—一〇八 熊谷市赤城町	二—一〇八	生科学研究所 所本	原三九二―一一	原三九二―一一	一十東 五条 一十 二 十 二 十 上	変更前
二—七 熊谷市代一九	二—七 九	式会社・サ株	四十二〇十二	四十二〇十二	—八——	変更後
居宅介護支援	Total Control Control	理指導 介護予防居宅療養管 居宅療養管理指導	記門介護	引 广	護 所護予防訪問入浴介 所護予防訪問入浴介 所護予防訪問入浴介護	サービスの種類

埼玉県告示第四百三号

という。 自立 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介 留 \mathcal{O} 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 邦人等の円滑な帰国の促進並びに 生活保護法 とおり廃止 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出があった。 の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 護機関 永住帰国 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

山岡 内 科 小 児 和]]			深谷中央病院				名称
四 二 二 二 八	鶴ケ島市上広谷			○ 溶 名 市 房 銀 丑 ○				所在地
管理指導 介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	管理指導 介護予防居宅療養	ビリテーション介護予防訪問リハ	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	ション 訪問リハビリテー	訪問看護	サービスの種類
四: 日: 	平成三十一年一月			三平成二日二日二年五月	Ž			廃止年月日

	家病院デイケア		接骨完リハご
	じ	四 注 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	鳴巣节東一—二—二
ビリテーション介護予防通所リハ	ション	介護予防通所介護	通所介護
月三十一日	成 二 十	月 ³ 三月 十二 日 月 4	戊一

埼玉県告示第四百四号

があった。 川島町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和元年八月三十日

埼玉県知事

上

田

清

司

住所

職名

氏

名

理 事 勝 田 利 埼玉県比企郡川島町大字中山千七百七十五番地

埼玉県告示第四百五号

住所について、次のとおり届出があった。 九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 した者の氏名及び

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

職 名		氏	名	7H	Æ	住	所		
理 事	Щ	﨑	正	弘	埼玉県	児 玉	郡神川町	大字	新里五百六十四番地一
同	竹	内	房	夫	同	本庄士	市児玉町	保木	野四百三十二番地一
同	髙	橋		孝	同	同	児玉町	八 幡	山六百二十八番地九
同	分	須	政	士	同	同	児玉町	蛭川	百百八十九番地一
同	鈴	木	栄	_	同	同	児玉町	下真	下六百九十番地二十
同	新	井	富	夫	同	同	児玉町	上真	下四百四十二番地
同	鈴	木	恵	久	同	同	今井千	百六	十六番地七
同	萩	原		満	同	同	北堀二	百三	十四番地一
同	杉	田	康	隆	同	同	四方田	百七	十八番地
同	金	井	眞	澄	同	児玉	郡神川町	大字	八日市百二十一番地
同	岡	野	光	雄	同	同	同	同	小浜二百七十一番地
同	荒	木	武	昭	同	同	同	同	関口二百三十三番地
同	堀	込	正	義	同	同	上里町	大字	大御堂五十二番地
同	坂	本	隆	範	同	同	同	同	長浜千四百四十一番地一
同	金	井	明	人	同	同	同	同	五明九百五十六番地
<u>k</u>	•								

同

竹 分

澤

辰

男

同

児玉町

入浅見七百三番地

同 同

同

新

井

富

夫

同

同

児 玉

町

上真下

·四百四十二番地

同

本庄市

今井千百八十八番地一

同

北堀二百三十四番地

同

須

政

士

同

児玉町

蛭川百八十九番

地一

同

橋

孝

同

児 玉

町八幡山六百二十八番地九

同同

本庄市児玉

町保木野四百三十二番地一

同

内

房正

夫 弘

玉

住

所

県児玉郡神

ĴΪ

町大字新里五百六

-四番地

理 事 職名

退任

同同同同同同 柳堀荒岡冨杉 田込木野丘田 明文正武光昇康 人 雄 義 昭 雄 治 隆 同同同同同同同

埼玉県告示第四百六号

条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四 終了した旨測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から通知を受けたので、 平成三十一年埼玉県告示第百九十五号で公示した公共測量は、令和元年五月十日

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第四百七号

六十七号)第六条第一項第三号の 利根川水系に係る指定区間の _ 区域を次 級河川に 0 2 いて、 とおり指定する。 河川法 (昭和三十九年法律第百

その関係図面は、 埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さい たま県土整備事務

所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

河川の名称

綾瀬川

一 指定に係る河川区域の存する区間

大門上池調節池

右岸 さいたま市緑区美園二丁目四番地先

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、 河川法第六条第

一項第一号及び第二号の区域以外の区域

埼玉県告示第四百八号

六十七号)第五十八条の二第一 利根川水系に係る指定区間の 項 _ \mathcal{O} 級 河川 区 域 を次 に 2 \mathcal{O} 1 とおり て、 河 川 指定する。 法 (昭和三十九年法 律第百

所に備え置い そ の関係図面 て縦覧に供する。 は、 埼玉県県土整 備 部 水辺再生課及び 埼玉県さい たま県土整 備 事務

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 区域の存する河川

綾瀬川

一区域の表示

イ 区域の長さと幅

函渠の さい 中心線 たま市緑区美園二丁目四番地先と同市緑 から 左右岸二· 八 五メ 1 ル ま で \mathcal{O} 区美園二丁目 間 で当該 函 [渠が +八番 存する 地先 区 \mathcal{O} 域 連絡

ロ 区域の高さ

園二丁 区域 ら四 さい 月十八 二三メ たま市緑区 番地 \vdash 先 美 ルから九 園二丁 の標高五 目 • ○三メ • 兀 五. 番 _ 地 先の 九 1 メ ル 標 高 の深さまでの間で当該函渠が存する 1 ル 五. を連絡 • 五. 九 函 渠に メ 沿 1 ル 0 て結ん と 同 市 だ 緑 線 区 カコ 美

埼玉県告示第四百九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託 2,135,000部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号

3 落札者を決定した日 令和元年7月8日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額 34,370,938円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和元年5月28日

埼玉県告示第四百十号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 県立学校用コンピュータ賃貸借 8,491台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額 1,201,244,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年6月4日

埼玉県告示第四百十一号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 捜査支援システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額 1,515,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年6月25日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 0

区域を次のように変更する。

及び埼玉県東松山県土整備事務所にお その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課 いて一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 髙 智 之

一 道路の種類 県道

一路線 名 石坂高坂停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新
		別
番一地先まで	三六番三七地先から東松山市大字田木字立野一	区間
一〇・五七~一二・四七		(メートル)敷地の幅員
五二・三九		(メートル)延 長
		備考

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

この見る可言は、かつミミノーニートン

及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年八月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

Т	
一 般 国 道	路
国 道 百 四 十 号	線名
限る。) 限る。) 限る。)	供用開始の区間
令和元年八月三十日	供用開始の期日
平成二十二年十二 事務所長告示第十 上号で告示した道 との一部 が長八八〇・〇〇 が長八八〇・〇〇	備考

示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年八月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 Ш 辺 隆 浩

道路の 種類 県 道

線 皆野荒川線

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
九番三地先まで	父郡小鹿野町長留字中原五一〇番	区間
一一・七二~一九・七二	五. 一四 5 二. 五〇	(メートル)敷地の幅員
一五七・七一	一 五 七 ・ 一 九	(メートル)
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

吉場安行東京線	路線名
	供用開始の区間
令和元年八月三十日	供用開始の期日
平成二十一年三月三十 一日付け埼玉県越谷県 二十一号で告示した道 路予定区域の一部の供 路予定区域の一部の供	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

一 道路の種類 県道

一路線名 川口草加線

三 道路の区域

新	旧	旧
		新
		別
市谷塚上町字大沼五四二番一九地先まで	草加市柳島町字道通八七五番一地先から同一	区間
二 · · · · 二 五	二二・〇〇~ 二八・〇〇	(メートル)敷地の幅員
三七五・〇〇		(メートル)
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

川口草加線	路線名
同市柳島町字道通九〇四番四地先まで草加市柳島町字道通八七六番一地先から	供用開始の区間
令和元年八月三十日	供用開始の期日
令和元年八月三十日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の一部の供用開始であ	備考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

道路の種類 県 道

線 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
当年 日間市千駄野字下手一○□四番六地先から同市千駄野字下手一○□四番六	番一地先まで番一地先から同市千駄野字下手一〇二七	白岡市千駄野字下手一〇〇〇番一	区間
	一〇・六八	一〇・五五〜	敷地の幅員
五八・二三	一一〇・四九		(メートル) 延 長
			備考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

蓮田	路
田白岡加	線
<u>[</u> 久 喜 線	名
番から岡	
地同市	供
元まお野で	用
千駄 野字下手一○○四番	開
学主	始
字下手一〇一〇	の
	区
〇 六	間
一 地	
令	供
和	用
· 元 年 九	開
九 月 二	始
日	の
	期
	日
延長 五八・二三メートル路区域の供用開始である。整備事務所長告示第十六号で告示した道整備事務所長告示第十六号で告示した道	備考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号告 一宗

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和元年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

	第三号	指定番号
第四項第四号	建築基準法	道路の種類指定に係る
十日	令和元年八月二	指定の年月日
二百四十三―四の先 飯能市大字笠縫字新堀二百四十三―四の一部、四十八の先	飯能市大字岩沢字上野六百四十八の一部、六百	指定に係る道路の位置
	二十・五	(単位メートル)指定に係る
	五.	(単位メートル) 道 路 の 幅 員指 定 に 係 る

埼玉県病院事業告示第十号

理者が 成十五 年埼 定め 玉県病 る額) 院事業告示第六号 \mathcal{O} -- 部を改 正 する告示を次 (埼 玉県 病 \mathcal{O} 院事 よう 12 業に係る料 定 める。 金 \mathcal{O} う 5 病

令和元年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示

業管 平 理者 成 五. が 定め 年埼 る 玉 一県病 額) 院 \mathcal{O} 一部を 事業告示 次 \mathcal{O} 第 よう 六 号 に (埼 改 玉県 正 す 病院事 業 に 係 る料 金 \mathcal{O} Ď 5 病 院

谷市 〇円」 に $\overline{}$ 査 提 が \mathcal{O} 五、 六 二七 項 改 \bigcirc \mathcal{O} 示する医 八円 うも 中 \emptyset 〇円 円」に、 に 〇円 セ が行うも 改 に 金 四 五 力 \neg め、 改 \mathcal{O} 大 ン \mathcal{O} 腸 に、 め、 項 〇円 療上 ド 五. を を を 遺伝性 中 才 \bigcirc が \mathcal{O} 一 七 11 九、 う。 兀 乳 八 \mathcal{O} F_{\circ} \bigcirc λ を 五、 検診 意見) 円 を = 八 1 兀 が う。 腫 円 オ \bigcirc ん 五、) 円 二 傷遺伝 予後予 に 六 \mathcal{O} 兀 ン 六二〇円」 \bigcirc (便潜 料 $\overline{}$ を 料金 \bigcirc \bigcirc \bigcirc (診 断 円 金 〇 円 」 六 \mathcal{O} 0 を \neg 六 円 学的 料金 \mathcal{O} 測 \bigcirc \mathcal{O} 血. 検査 遺伝 ` 項 に \bigcirc 項 B 中 に 検 を を 円 中 兀 改 \mathcal{O} 治 め、 並 で 査 子 \bigcirc 項 改 \neg 療 $\overline{}$ \bigcirc 円 検査 \bigcirc あ 中 8 に 方 \mathcal{O} ` \bigcirc 円 肺ド 改 法に 0 三五. て 胃 に 金 六 8 \mathcal{O} \longrightarrow 五. が 改 五. 料 を ツ \mathcal{O} 九 \bigcirc 0 家族性 九 \bigcirc 改 熊 λ \otimes 項 \bigcirc V 六 ク 〇円」に。 金 円 〇 円 J め 中 \mathcal{O} 検診 \bigcirc て 谷 兀 \mathcal{O} 市 円 料 五. 脳 項 五. が を 兀 中 乳 肺 五. 金 K 主 (胃 五、 に、 が が を 治 \bigcirc 行 円 ツ 九、 \mathcal{O} 內視鏡 七七 項 λ \bigcirc う 兀 医 ク 中 を 円 (結核) ŧ \bigcirc __ 以 _ \mathcal{O} 料 \bigcirc 八 _ 外 二七、 六 検査 に改 円 八 七 を _ 金 \bigcirc 巣 \mathcal{O} 兀 五. V \mathcal{O} 円 \bigcirc \bigcirc が 円) 円 _ 円 を \otimes 健 う で 項 を 三 中 あっ 診 七五 _ \mathcal{O} 者 に を を \bigcirc 遺 円 \neg \mathcal{O} 四三 五. て、 _ 八一 伝 九、 医 \bigcirc \mathcal{O} 円 子検 料金 \bigcirc \bigcirc

阵 貝

この告示は、令和元年十月一日から施行する。